

南部箕蚊屋広域連合告示第18号

令和7年第4回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年7月31日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和7年8月19日（火） 午前10時00分

2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

長谷川 満

森 下 克 彦

仲 田 司 朗

河 中 博 子

杉 本 大 介

大 床 桂 介

荊 尾 芳 之

山 路 有

真 壁 容 子

景 山 浩

○応招しなかった議員

な し

議事日程

令和7年8月19日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第8号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について<委員会付託>
- 日程第5 議案第9号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第10号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第7 議案第11号 令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第8 議案第12号 令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第9 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第10 議案第8号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第11号 令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第12号 令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第8号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について<委員会付託>
- 日程第5 議案第9号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第10号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第7 議案第11号 令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)<委員会付託>
- 日程第8 議案第12号 令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)<委員会付託>
- 日程第9 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第10 議案第8号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第11号 令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第12号 令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

出席議員(10名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 長谷川 満 | 2番 森 下 克 彦 |
| 3番 仲 田 司 朗 | 4番 河 中 博 子 |
| 5番 杉 本 大 介 | 6番 大 床 桂 介 |
| 7番 荊 尾 芳 之 | 8番 山 路 有 |

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第8号 から 日程第8 議案第12号

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。日程第4、議案第8号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてから日程第8、議案第12号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第8号から日程第8、議案第12号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案について御説明を申し上げます。議案第8号から御説明いたします。

議案第8号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございます。

別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第9号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

続いて、議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

ここで監査委員の報告をいたします。

○議長（景山 浩君） 坂口監査委員。

○監査委員（坂口 正治君） 監査委員の坂口でございます。ただいまより令和6年度南部箕蚊屋広域連合歳入歳出決算の審査報告を行います。

お手元の審査意見書を御覧ください。1ページ目をお願いいたします。審査の概要、審査の期間及び場所、令和7年4月11日に南部町役場監査委員室で河中監査委員と実施いたしました。審査の対象です。審査の対象については記載のとおりです。3、審査の概要。審査の概要は、1から4の諸点について、関係諸帳簿及び証拠書類の照合精査をするとともに、関係書類の提出を求め、事務局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました。審査のために説明を求めた部局は南部箕蚊屋広域連合事務局です。

第2、審査の結果。1、審査計数の状況。審査に付された令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書について、計数は正確で誤りは認められず、関係諸帳簿及び証拠書類と合致していることを認めました。また、予算の執行は適切であり、収入、支出、財産管理の事務は適正に行われていることを認めました。

次に、2ページを御覧ください。2、決算の概要について書かせていただいておりますが、事務局からまた詳細に説明されますので、ここは省略させていただきます。

続いて、4ページを御覧ください。第3、監査意見を申し上げます。

令和6年度の介護保険の運営状況では、保険料収入額は事業計画値に対して101.2%、介護給付費の支出額は事業計画値に対して98.5%でした。第9期介護保険事業計画の初年度でありましたが、各主要施策の目標達成度も含め、おおむね計画どおりの実績になっていたと考えております。

保険料の収納状況については、現年度分の収納率について、前年度と比べてみれば同率でしたが、滞納繰越分の収納率については、前年度に対し10.1ポイント、大きく上昇しております。徴収への町村のきめ細やかな対応による成果が表れているものと思います。保険料収納の確保は制度の運営及び公平性の観点からも非常に重要であり、引き続き構成町村と連携を図りな

から収納率向上に努めていただきたいと思います。

広域連合管内の高齢者人口は近年横ばいで推移しています。75歳以上の後期高齢者人口は増加しています。また、第9期介護保険事業計画策定の前提として、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加を見込んでいます。直近では介護医療院が開設し、施設サービス利用者数が増加するなど、介護給付費は今後増加することが見込まれることから、構成町村及び関係機関との連携強化を図り、一層の介護ニーズの把握とともに、第9期介護保険事業の基本目標及び基本方針、主要施策の目標達成を通してより適正な介護保険の運営に努めていただきたいと思います。以上です。

○広域連合長（陶山 清孝君） 続けさせていただきます。

続きまして、議案第11号でございます。令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,963万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,063万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

続いて、議案第12号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億392万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億592万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細にわたりましては、事務局のほうから説明をさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 事務局長。

○事務局長（湯浅香緒利君） 事務局長でございます。議案第8号から議案第12号について御説明をさせていただきます。

まず、議案第8号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

に基づき、引用する条文の改正及び法制執務上の字句の修正を行うものでございます。施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第9号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

まず、一般会計決算書の15ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億4,371万2,238円、歳出総額5億3,918万9,645円、歳入歳出差引き額452万2,593円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は452万2,593円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページ、2ページをお開きください。1款分担金及び負担金、収入済額4億8,223万2,000円、これは構成町村からの負担金収入でございます。2款国庫支出金、収入済額1,092万3,050円、これは低所得者の保険料軽減に係る負担金及び介護保険システム改修に係る補助金でございます。3款県支出金、収入済額553万25円、主なものは、低所得者の保険料軽減に係る負担金、権限移譲事務に係る交付金でございます。4款繰入金、収入済額2,882万8,305円、これは過年度分の町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金、収入済額405万7,714円、前年度の繰越金でございます。6款諸収入、収入済額1,214万1,144円、主なものは、介護予防サービス計画作成料収入でございます。歳入合計といたしまして、予算額5億4,450万8,000円に対し、収入済額5億4,371万2,238円でございます。

次に、歳出を御説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。1款議会費、支出済額51万9,542円。2款総務費、支出済額9,317万2,563円、主なものは、町村派遣職員給与費負担金、電算システムの保守及び改修に係る委託料、町村負担金の過年度分返還金でございます。3款民生費、支出済額4億4,549万7,540円、主なものは、介護保険事業特別会計への繰出金、介護予防サービス計画の作成委託料、地域包括支援センター職員の給与費負担金でございます。4款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額5億4,450万8,000円に対し、支出済額5億3,918万9,645円、不用額は531万8,355円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。財産に関する調書でございます。公有財産に該当するものはございません。物品につきましては、取得価格10万円以上の備品を計上しておりますが、令和6年度中の増減はございません。債権につきましては、該当するものはございません。4、基金につきましては、介護保険介護給付費準備基金が前年度末現在高2億1,762万371

円、積立額7,209万7,790円、取崩し額6,890万8,000円、年度末現在高は2億2,081万161円でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、介護保険事業特別会計決算書の23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額33億3,911万4,000円、歳出総額32億4,872万340円、歳入歳出差引き額9,039万3,660円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は9,039万3,660円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。お戻りいただいて、1ページ、2ページをお開きください。1款保険料、収入済額6億2,432万2,280円、不納欠損額118万6,760円、収入未済額471万8,500円でございます。2款使用料及び手数料、収入済額4万5,600円、これは保険料の督促手数料でございます。3款国庫支出金、収入済額7億4,466万1,590円、これは主に介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。4款支払基金交付金、収入済額8億3,245万1,000円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る第2号被保険者負担分の交付金でございます。5款県支出金、収入済額4億3,340万8,689円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。6款繰入金、収入済額5億358万8,100円、これは介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減に係る一般会計からの繰入金でございます。7款諸収入、収入済額46万1,991円、これは高額介護サービス費等の返納金でございます。8款繰越金、収入済額2億7万8,960円、前年度の繰越金でございます。9款財産収入、収入済額9万5,790円、これは介護保険介護給付費準備基金の預金利子でございます。歳入合計といたしまして、予算額33億2,859万7,000円に対し、収入済額33億3,911万4,000円でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。1款総務費、支出済額1,670万7,427円、主なものは、要介護認定に係る審査会負担金、主治医意見書作成料でございます。2款保険給付費、支出済額29億4,643万3,324円、これは介護保険事業の給付に係る費用でございます。3款地域支援事業費、支出済額8,123万1,603円、これは地域支援事業の実施に係る費用でございます。4款保健福祉事業費、支出済額335万9,000円、これは保健福祉事業の実施に係る費用でございます。5款基金積立金、支出済額7,209万7,790円、これは介護保険介護給付費準備基金の積立てでございます。6款公債費の支出は

ございません。7款諸支出金、支出済額1億2,889万1,196円、主なものは、過年度分の国
県支出金の返還金及び町村負担金の返還に伴う一般会計への繰入金でございます。8款予備費の
支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額33億2,859万7,000円に対し、支
出済額32億4,872万340円、不用額は7,987万6,660円でございます。

以上で特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第11号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）につ
いて御説明いたします。

歳入から御説明いたします。補正予算書の4ページをお開きください。2款国庫支出金、2項
国庫補助金、2目重層的支援体制整備事業交付金でございます。364万7,000円を増額し、
364万7,000円とするものでございます。これは重層的支援体制整備事業交付金の組替えを
行うものでございます。3款県支出金、2項県補助金、3目重層的支援体制整備事業交付金でご
ざいます。182万5,000円を増額するものでございます。これは県の重層的支援体制整備事
業交付金の組替えをするものでございます。4款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険事
業特別会計繰入金でございます。1,963万8,000円を増額し、1,963万9,000円とする
ものでございます。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるために介護保険特別事
業会計からの繰入金及び重層的支援体制整備事業の繰入金でございます。5款繰越金でございま
す。452万1,000円を増額し、452万2,000円とするものです。これは前年度の繰越金
でございます。

次に、歳出の御説明をいたします。5ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、
1目一般管理費でございます。1,784万2,000円を増額し、1億2,640万6,000円とす
るものでございます。これは過年度分の町村負担金の返還金の増額でございます。3款民生費、
1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。1,178万1,000円を増額し、4億6,04
0万8,000円とするものでございます。これは重層的支援体制整備事業の組替えによるもの、
過年度の低所得者保険料軽減負担金及び介護保険事業補助金の返納金の増額でございます。4款
予備費でございます。8,000円を増額し、135万4,000円とするものです。これは歳入歳
出の差額調整による増額でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第12号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の2

ページをお開きください。3款国庫支出金でございます。364万7,000円を減額し、7億94万7,000円とするものでございます。これは主に重層的支援体制整備事業交付金の組替えによるものでございます。5款県支出金でございます。1,704万2,000円を増額し、4億7,549万7,000円とするものでございます。これは主に介護給付費負担金の過年度分の追加交付によるものでございます。8款繰越金でございます。9,038万8,000円増額し、9,039万3,000円とするものです。これは前年度の繰越金でございます。

次に、歳出を御説明いたします。3ページを御覧ください。3款地域支援事業費でございます。1,172万2,000円を減額し、7,542万4,000円とするものです。これは重層的支援体制整備事業に係る事業費を一般会計へ組み替えするものでございます。5款基金積立金でございます。6,116万5,000円を増額し、6,133万6,000円とするものです。これは前年度実績に伴う保険料余剰分の積立てでございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございます。3,484万1,000円を増額し、3,534万4,000円とするものです。これは前年度実績に伴う国、支払い基金、県への返還金でございます。7款諸支出金、2項繰出金でございます。1,963万9,000円を増額し、1,964万円とするものです。これは前年度実績に伴う町村負担金等の返還金及び重層的支援体制整備事業の一般会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、執行部より説明いただいた議案につきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別質疑については、総務民生常任委員会で行っていただきますようお願いいたします。

では、議案第8号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について、総括的な質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので質疑を終結します。

次に、議案第9号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、総括的な質疑はありませんか。

真壁容子議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 令和6年度の一般会計の決算について、2点質問します。

1点は、基金の在り方と考え方です。説明資料4の中に一般会計決算の概要として、3、基金の状況として、介護保険介護給付費の準備基金が前年度末現在高が2億1,762万、当年度、令

和6年度積立額が7,209万8,000円、取崩し額が6,890万8,000円で、年度末現在高が2億2,081万。補正予算でまた出てくるんですけども、この基金の額というのは、当初、いわゆる介護給付費準備基金というのは3年間を円滑に運営をするために設置されているというふうに私たちは認識しているんですけども、この状況を見れば、これは連合長にお聞きしたいんですけども、この基金が取り崩したが積み立てられてきましたよということは、基金もそう取り崩さなくともできてる状況だと。前回そうでしたよね。第8期のときは、積み立ててきたものを取り崩して、介護保険、若干安くなったわけですね。次の第10期というのが非常に厚労省も8,000円を超えてくるのではないかって言われて、私たちも随分心配しているんですけども、予想は着実に3年後來ますからお聞きするんですけども、この第9期に当たって、この基金の2億2,081万というのはどういう現状の数字だというふうに認識しているかということ、連合長の考えをお聞きしておきたいというのが一つ。

もう1点は、広域連合の根幹に関わる点なんですけども、4点目に、分担金及び負担金で、3町村が、私たちが連合組んでしている連合の要は分担金、負担金の問題なんですけれども、ここに負担割合は共通経費は均等割が10%で高齢者人口割が90%。問題は2つ目です。介護保険給付に要する経費に係る負担割合は均等割が10%で給付費が90%だと、ここです。連合長、この3町村については、規模が同じような自治体が2つと約3分の1の自治体が1つあるわけですね。その中で、なべてやはり負担の公平さから見た場合、事務経費や共通経費はちょっと置いといても、少なくとも介護保険給付費に関する負担割合については、全額給付割にするというのがもう一般的な考え方になっていくのではないかと思うんですけども、こういうことについての是正等、協議をしていくということにはならないのかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） お答えいたします。

まず、1点目の基金についてどう考えてるのかといったことについてお答えします。

確かに基金について、ためるのが目的ではありませんので、これを有効に使うということが重要だろうと思っています。先ほど真壁議員がおっしゃったように、非常に10期に対しての危機感は皆さんとも共有しているところでございます。今まではおかげさまで当連合は県下の中でも最低水準の負担を募ってきました。しかし、人口減少は明らかになってますし、高齢化は着々と進んでおるこの現状を踏まえれば、やはり第10期についての備えということはしていかななくちゃならない。これを有効に地域の皆さんのために使うということが肝要であろうと、このように

今考えているところでございます。

もう一つは、負担金の問題です。やはり負担金というのは軽々に考え方を変えてはならないと思ってます。今後もこの議会の中で皆さんの議会の御意見も頂戴しながら負担金の在り方というのは御議論いただきたいと思ってます。連合長としましては、この連合発足以来のこの制度の根幹に関わることでありますので、ぜひとも皆さんに御理解をいただきながらやっていきたい、このまま続けていきたいと思っておりますけれども、時代の変遷とともに不適合な事案があれば、議会の皆さんと御協議しながら、その都度協議していくことも大事だと思っておりますけれども、やはり負担金の問題というのは、他の西部広域行政管理組合を通じましても、やはり制度をつくったときの考え方というのは一定重視するべきではないかと、途中で考え方を変えるといったものがいかなものかといったことを今、私は考えています。したがって、十分に議会の皆さんと審議しながら、これはやはり不合理ではないかといったことについては、議会の皆さんの御意見も頂戴しながら今後の対応を練っていきたく思っています。

現状では以上でございます。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 基金についての考え方です。連合長がおっしゃったように、ためるのが目的ではない、そこが一致します。とはいえ、10期を見た場合に、9期の経験でいえば、基金があることが非常に保険料を決めるときに大きな位置を占めてくるというのは今まで経験したことです。かといって基金をためることがもろ手挙げて賛成ではなくって、問題は、連合長がおっしゃった、連合は最低水準の負担で済んでいるという問題が、果たしてそのことが今の高齢者が受ける介護事情に合致してるかどうかということの検討も要すると思うんです。

そこでお聞きしたいんですけれども、この基金の状況の令和6年度の決算で積立額7,209万出てくるというのは、これは当初の計画どおりですか。もし計画どおりだったらよし。そうでなければ、どういう原因でこうなったとつかんでるかっていうのをお聞きしたいというのが質問です。

それと、2点目の負担割合の件ですけれども、連合長は、一旦決めたことをそうやすやすと変えたくない。という質問してもそうやすやすと変えたくないと言うんですけども、広域連合ではこの二十数年間、もっとになるか、平成からやからもうちょっとありますね。30年以上になる。9期ですから。その中で、変えてるんですよ。当初はこうではなかったですよ。それはなぜかという、町村の大小によつての負担割合の中で、なるべく均衡を保つために変えてきたわけですよ。私はそれは時代の流れと同時に住民感情もあると思うんですね。それを見たときに、

私は決して小さい立場どうのこうのではなくって、常識で考えた場合、給付のような事業については、これは100%するというのがもう通常の考え方になってきてるんじゃないかというのを思うわけですよね。ここで10割の均等割を課す必要性があるのかと。このことについては、今すぐ意見が欲しいと言ってるわけじゃなくって、協議の対象になり得るのではないかっていうことについて、再度確認しておきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。まず、1点目の基金のことにつきましては、第8期から9期への移行でございますので、本来は皆さんとお約束した、住民の皆さんとお約束したのはゼロだろうと思っています。

今回の7,000万をどう評価するかですけれども、7,000万の基金を、これを配ってしまうよりも、これはやはり次の10期に備える。9期の中で必要なことがあるかもしれない。10期に備える。こういうことを基金として保管させていただきたいといったものでございます。

それから、分担金についての御意見も頂戴いたしました。先ほど申しましたように、時代の変遷とともに分担金の考え方は、議会の皆様、地域の住民の代表の皆様の御意見を尊重したいと思っています。それぞれの地域事情を持ってこの2町1村の代表として来られてますので、その中で分担金というのは非常に重要な問題ですので、各地域の中の事情も踏まえながら、皆様の御意見の中でこの分担金の考え方を考えるべきだということがあれば、それは俎上に上げながら、前向きに考えていかなくちゃいけない事態だと思っています。

私からは以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、総括的な質疑はありませんか。

真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 連合長に総括的な質疑として、この令和6年度の介護保険事業特別会計決算に当たり、介護の保険給付の状況がどうであったのかというところで、3点にわたってお聞きします。

まず1点目は、認定率の問題です。認定率については、資料の1の4ページのところで、これは事前にお配りいただきました資料の4ページのところで、(7)の要介護・要支援認定率の比較で棒グラフが出ています。これを見れば、広域連合が17.8%で、見てすぐ分かるように、鳥取県

西部の中では一番低い認定率だというのがよく分かります。これは全国の19.7%、この時点ですね、令和6年の9月と書いてありますが、その時点で全国的な19.7、今、19.9って言われていますけども、19.7。その時点での鳥取県が19.6。広域連合は約2%減なんです。比べることは難しいにしても、この17.8というのは、お隣の日南町と比べたら10%違っているわけです。これは非常に大きい数字だというふうに私は感じていますが、まず、この認定率をどう見るか。私、一般質問で通告もしてるんですけども、これはやっぱり決算の中で出てきてるので、ここで聞きしておく必要があると思って聞きするんですけども、連合長は、この広域連合の17.8%、県や国よりも2%低い現状をどのように把握しているか、このことをお聞きしたいというのが1点目です。

次の質問は、交付金の問題です。交付金の問題をどこでしゃべれるかという、すみません、資料5の中の、これは広域連合特別会計決算の中の6ページのところに2つの交付金があります。3つあるうちの上の2つです。保険者機能強化推進交付金のいわゆる決算額335万9,000円と、その次の下の介護保険保険者努力支援交付金752万6,000円、これは介護保険が始まって、何年前でしたっけ、要はインセンティブですよ。介護保険の費用が高くなってるので、機能強化や保険者努力支援というのは結局何かというと、介護保険にかからなくてもいいような、お金が出ていくのが少なくなるようなと言ったら語弊がありますが、そういうために努力をしているところに交付金をあげましょう、インセンティブですよ。これは町村によって、いわゆる保険者によって違って来る。問題は、特に1番目の保険者機能強化推進交付金というのは、今年度2025年やから、今年度から要は認定率を私から見て引き下げる。アウトカムというのは影響とか成果を見るんですか。認定率の成果を見て、そこが済んでるところに対しての今まで5%だったのを20%の交付金を出そうというふうなことを国が言ってるわけですよ。とすれば、どこに影響が出てくるかという、認定率を下げることのほうが効果があるということになってくるわけですよ。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、簡明にお願いします。

○議員（9番 真壁 容子君） 分かりました。すみません。

お聞きしたいのは、この両交付金はいわゆる点数制度になっていますが、この点数制度で決まったそれぞれの機能強化の335万9,000円、介護保険の努力支援交付金752万6,000円というのは、どのような評価で出てきた数字だというふうに言えるのでしょうか。その根拠となるものを教えていただきたいというのが2点目です。

3点目の問題は、どこで言ったらいいのかな。参考資料の1の6ページです。令和6年度に

しようとした令和6年度の計画値に対して実績がどうであったか、ここで9,000万の黒字が出てきますからね、そこでお聞きするんですけども、この中が分かりやすいと思うのですが、6ページで見た場合、計画値に対してどうかというと、居宅介護サービスでは、1の訪問介護が介護給付費サービス量が77.3%で82.4%、計画時に対しての約8割だったということですね。ちょっと短期入所は置いておきまして、地域密着型でも訪問介護が異常に少なく、予定よりも少なくなってるんじゃないですかって聞いているんですね。もしかしたら地域密着に移ったのかと思うんですが、地域密着の訪問介護も87.7%、こういう数字が出てるんですよ。ということは、今回の令和6年度で見る介護保険の実施の中では、この訪問介護等の減が大きかったというふうには捉えていいのか。この点についてはどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。まず、1点目の毎回御質問頂戴しています認定率の問題です。これはこれまでも申し上げましたとおり、2町1村の努力の成果といったこともこれは否定してはならないと思っております。具体的にこのような17.8という横に並べてみれば約2ポイント全国平均から低いことをどう評価するか。全国平均ですので、私はこの2町1村の努力からして、2ポイント低いということは、私は成果が上がってるという具合に考えればいいのではないかと考えています。

それから、各他町との比較ですけれども、やはり人口割合や高齢化の比率、そういったものに大きく影響する要素があるのではないかと思いますので、押しなべてこれをこの広域連合と比べるのは無理があるのではないかというふうに思っています。一般質問で頂戴していますので、その中でいろいろ分析をしてくれました。その中で私どもの評価といったことをしたいと思っておりますけれども、結論として、総合事業等が非常に効いて、地域の皆さんの介護度の上昇を抑えているといったことが効果として上がってるといったことがこの17.8%に表れていると連合長としては考えています。

それから、3点いただいています。2点目の努力支援交付金のインセンティブについてどう考えているのか、来年から介護認定が低ければインセンティブがつくといったことについての御質問でございます。

決してこれを目的に課してもらうために努力をするといったことを私ども考えているわけではありませんで、ただ、結果として認定率というものが落ちているといったことは、私は誇らしく思うべきだろうと思っております。その中で、認定が不十分だということであれば、これは改めなければなりませんけれども、現状そのようなことはないというふうに考えています。

3点目の参考資料である訪問介護の減がいわゆる第8期の精算金として7,000万円の成果につながったのではないかということですが、決してそうではないと思っています。一方で、施設入所等も増えています。施設入所されますと、施設の中で訪問介護を潤沢にやるといったことが国の中の厚労省のいわゆる減額の原点になったということも聞いております。これについては、厳しく国のほうには要望しておりますので、第10期については増額といったことを考えていただけるものと私は思っていますけれども、それにしましても、訪問介護の減少といったものが直接今回の7,000万円の基金の積立てに影響したということではないと思っています。訪問介護の問題というのは十分私どもも認識しておりますけれども、これについても十分に国等に地方の意見として申し添えながら、地域の中で訪問介護が続くといったことを私どもは考えていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 2回目立ちます。

1点目の認定率でいえば、どこでしたっけ、資料の1の、これは一般質問で出しているんですけども、ちょっと連合長にお聞きしておきたいのは、広域連合17.8は取組の成果であると。私も取組の成果は8割ぐらいあるというふうに思っておりますし、厚生労働省の研究者も恐らく取組の8割は影響するだろうと言うのであると思いますが、その上にありますね、4ページの上の要介護認定者構成割合の比較、ここで見た場合、鳥取県と全国で見た場合、どこが違うかっていうたら、一番右の要介護5がよそよりも2ポイント近く多くなっているんですよ。これは後の一般質問、ここでちょっとお聞きしたいのは、この理由は、このグラフと横の棒グラフを見てどういふようなことが考えられるかと町長はお考えになったことがありますかということをお聞きします。1点目。

2つ目の交付金の問題は、この2つの交付金は、国が点数制を取ってるわけですよ。広域連合の場合は、この金額が出た点数をちょっと教えてほしいということをおっしゃっています。

3点目のいわゆる訪問介護がお金を残すことにつながったんじゃないかと。私はお金のことを言いたかったわけではありません。一番聞きたいのは、令和6年度に計画していた計画値の8割に終わった理由は何と考えるかと。施設が増えたことは置いておきましょう。訪問介護がどうして8割にとどまったのかと、その計画に対してとどまった理由についてはどんなふうに考えてるかということをお聞きしたかったんです。

○議長（景山 浩君） 事務局長。

○事務局長（湯浅香緒利君） 事務局長でございます。まず、御質問いただきましたインセンティ

ブ交付金の点数のほうですけれども、令和6年度の推進交付金ですけれども、町村別に点数のほうになっておりますので、町村別にお話をさせていただきますが、推進交付金が南部町が229点、伯耆町が232点、日吉津村が235点、支援交付金が南部町が267点、伯耆町が273点、日吉津村が259点となっております。

すみません。そうしましたら、計画値のほうの訪問介護の8割というところでございますが、計画と比べまして8割の給付となりましたところでございますけれども、管内での訪問介護事業所の閉鎖と、管外でも使っておられた訪問介護事業所のほうが業務のほうを変更されたというところがございまして、訪問介護のほうから別の特定施設入居者生活介護の事業に替わられたりですとか、サービスとしましても地域密着型通所介護のサービスに替わられたりということがございましたので、そちらによるものと考えてございます。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。(6)のこのグラフを見て連合長としての感想ということでございます。

私も前から見て、どういう具合に評価するのかといったことを考えたことがありますけれども、ひとまずはいわゆる要介護1のところをラインを引いた場合に、広域連合の中で要支援と要介護1、いわゆるまだフレイルの状態または少し悪くなった状態で、要介護1であれば要支援のほうに帰れる可能性があるというふうに言ってますので、この辺りのところの人数が少ないといったことは、私は一定のこれが評価ができるというふうに思ってます。全国と比べるというのは、やはり都市部の高齢化の問題、年齢構成、いろいろこれはあると思いますので、全国の平均というよりは、鳥取県の平均と比べても当広域連合はよく頑張っているんじゃないかというふうに思ってます。年齢が高齢化が進めば、どうしてもそれは介護度も上がっていくわけですので、この点、介護の5が11.1%ですか、あるといったことについては、これは致し方ないのではないかと。年齢構成だとか、いろいろなことがありますので、この辺りのところはよく分かりませんが、先ほど申しましたように、元気な自分らしく生きられる、そういう状態をできるだけ保つ努力がこの数字の中で評価できるというふうに連合長としては考えています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 議案第11号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）、総括的な質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので質疑を終結します。

議案第12号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、総合的な質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第8号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてから議案第12号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

暫時休憩といたします。

午前11時05分休憩

午後 2時17分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第9 広域連合行政に対する一般質問

○議長（景山 浩君） 日程第9、広域連合行政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁を合わせた時間が1時間である総合時間制としておりますので、厳守お願いをいたします。

9番、真壁容子議員の質問を許します。

9番、真壁容子議員。

○議員（9番 真壁 容子君） ただいまより4点にわたって質問いたします。

尊厳死の法制化、終末期延命措置は全額自己負担、4兆円の医療費削減のため病床11万床削減など、さきの参院選では医療、社会保障費の削減が声高に叫ばれていました。高齢化社会を迎えている今、その人らしい人生を全うするというごく当たり前の理念が通用しなくなってきたのかと考えさせられました。

政府は毎年、社会保障関係費の自然増の抑制を実施してきました。25年度は1,300億円を削ったと報道されていました。社会保障関係費の中でも最も冷遇されているのが介護の分野と言えそうです。24年度の補正予算では一般会計全体で14兆円近くの増額がなされ、予算総額は当初予算に比べ12%も増額の補正、各予算は軒並み増額補正となった中で、政策的経費の中では唯一介護給付費だけが減額の40億円、0.1%の減額補正となっていました。また、今年度、25年度の予算では、社会保障関係費の全体の伸び率は1.5%とされていますが、介護給付費は0.2%と低い伸びにとどまっています。

東京リサーチによると、24年の介護事業所の倒産は172件、前年から50件増え、最多となっています。休廃業、解散も612件と、2010年以降最多を更新しているとのこと。介護事業所は、介護報酬が長期に低く据え置かれたことによる経営難と災害級とも言われている介護労働者不足で存続が脅かされる事態に直面してきています。中でも基本報酬が引き下げられた訪問介護への影響は多大とされています。事業所の消滅、介護労働者の深刻な不足、高齢化の下、必要な介護を利用できず、居宅での生活が不可能になるなど、住み慣れた地域で暮らし続けることが困難な事態が進行しているというのが現在の介護保険をめぐる状況だと言われているのです。

このような中で、当連合の第9期介護保険事業計画では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり、これを基本目標として掲げてきていますが、事業所の経営難、介護労働者不足がこの当連合にどのような影響を及ぼしてきているのか、サービス提供の基盤崩壊が起きていないか、受けたいサービスが提供されているのかを把握し、基本目標から見てどうなのかを検証すべきときが来ているのではないのでしょうか。その観点から、以下の4点について質問いたします。

まず1点目、認定率についてです。

令和6年9月段階の比較が示されています。全国19.7%、鳥取県19.6%に比べて当連合は17.8%。約2%の差をどう見るか。一般的に認定率は、介護予防の取組、健康寿命の延伸等で認定率に影響が出るのが指摘されてきています。要介護リスク指標が高いと認定率が上がる。社会関係が豊かだと認定率が低くなる。これが一般的とされていますが、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが厚生労働省の補助事業で行った要介護認定率の評価分析に係る調査研究事業報告書、これは令和3年3月に出版されていますが、これによりますと、上記の2点、要介護リスクが高いと認定率が上がる、社会関係が豊かだと認定率が下がる、この仮説とした調査結果で、要介護リスク指標が高いところで認定率が低いところが少なくないところで散見されたとの

指摘は重要でした。認定率が低いと必要なサービスが受けられなくて、結果的に健康状態が悪化する事態があることも指摘されているのです。参考資料では、要介護認定者構成割合の比較では、要介護5の認定割合が全国、鳥取県に比べて2から3%高く、11.1%という数字が出ています。認定率について、調査と分析が要るのではないかと考えますが、連合長の考えを聞きたいと思います。

第2点目、訪問・通所介護の現状と支援を問います。

介護報酬の削減、介護労働者不足という全国的な問題が当連合ではどのような影響を受けているのか把握すべきとの立場です。訪問・通所介護利用者の地域差を問います。旧町村ごとの資料を求めています。連合では、サービスの地域差の是非をどう考えていますか。これについては、資料を提出していただきましたが、その資料の説明を求めます。それらがサービス提供にどのような影響があると認識しているのでしょうか。訪問介護報酬の引上げを国に求めることを連合長に問うとともに、業者、サービスに対し支援策の検討を構成町村と検討する必要があるのではないかと、そのことを求めていきます。

第3点目、地域密着型老人福祉施設等の必要性についてです。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり、これは第9期の広域連合の基本目標です。これに対し、現状をどのように把握しているのかをお聞きいたします。今回の資料の中では特定施設入居者生活介護602人と出ています。このことが伸びてくるのが想定できるのではないのでしょうか。地域で提供する体制を取るべきだと考えます。連合長の見解をお聞きいたします。

この点についていえば、年金生活者が安心して住める施設の必要性をどう考えているのか。年金生活者が支払える金額は、上限14万を超えると払えないと言われていています。この点について、現状をどう認識しているかを問います。

4点目、外国人介護労働者の受入れ環境整備について問います。

先日の参議院選挙では外国人に対するデマや差別の声が起り、排外主義の台頭を懸念する事態が起こっています。現実には、日本の在留外国人、現在約377万人、外国人労働者は230万人を数えているとのことです。高齢化と少子化に悩む日本にとっては在留外国人は社会においてインフラや地域社会を支えていくためにはなくてはならない存在になってきているのではないのでしょうか。

介護現場でも厚労省は、介護職員は2026年、来年度には25万人、2040年になると57万人も不足されると予想されているのです。厚労省は、今年度、外国人介護人材の受入れ環境

整備として約6億円を予算化し、外国人介護人材獲得強化事業や定住促進事業を行おうとしています。環境整備に当たり最も大切なことは、多文化共生社会に向けた取組であり、その大前提は互いの人権尊重にほかならないのではないのでしょうか。

全国知事会はこの7月、選挙のあった時期に「外国人の受入と多文化共生社会に向けた提言」を公表しています。その中で、国は外国人を労働者と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ生活者であり地域住民であると述べています。これは全ての地方自治体の首長と思いを一にすることではないのでしょうか。当広域連合内でも外国人労働者が地域の産業を支えてきています。受入れの環境整備の一番は、地方自治体をはじめ、そこに暮らす住民が、全国知事会が示した外国人労働者も日本人と同じ生活者であり地域住民であるという多文化共生社会を共につくっていこうという地域社会の姿勢こそにあると痛感するものです。

そこで、2点についてお聞きいたします。連合内の介護人材についての把握と今後の対応をどのように考えているのでしょうか。2点目、排外主義について、連合長の考えをお聞きいたします。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えいたします。

まず、西部で最低位の認定率の評価と課題をどう考えているのかという御質問にお答えをいたします。

令和6年度9月末現在の南部箕蚊屋広域連合の認定率は17.8%であり、県西部市町村では一番低い認定率となっています。考えられる要因としましては、まず健康志向の高い高齢者が増えてきていることや、継続的に実施している介護予防事業の効果によるものが考えられます。また、高齢者世帯の状況として、全国、鳥取県等と比較して高齢者を含む世帯、高齢者夫婦世帯の割合が高いことから、軽度な介護は家族が担っており、介護の必要度が高くなってから介護申請される方が多いことが考えられます。

広域連合管内の認定率が低い状況で推移していることは、介護予防事業の効果として評価できるものと考えています。構成町村において認知症のスクリーニング検査や高齢者の実態把握などを行うことで、早期の介護予防事業へつなげる取組を行っております。

介護サービスが必要とされる方へ必要なサービスが提供できるように、今後とも町村包括支援センターの相談業務において情報提供を行うとともに、広報誌などを通じて介護保険制度の周知を図ってまいります。

次に、訪問・通所介護利用者の地域差についてお答えをいたします。

資料の要求がありましたので、令和2年度から6年度までの訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）の旧町ごとの年間利用者数及び各年度の3月時点の旧町別サービス利用者割合の表をお手元に御用意しております。訪問介護、ホームヘルプサービスの利用者は、令和6年度において日吉津村で延べ145人、旧西伯町で延べ684人、旧会見町で延べ384人、旧岸本町で延べ773人、旧溝口町で延べ513人となっております。通所介護、デイサービスの利用者は、同じく令和6年度において、日吉津村で602人、旧西伯町で1,735人、旧会見町で951人、旧岸本町で1,453人、旧溝口町で924人となっております。

資料2の図3を御覧ください。旧町ごとの利用者数を65歳以上人口で割った利用者割合においては、サービス付高齢者向け住宅等への入居者の訪問介護の利用増加により全体的な利用者は増加しておりますが、地域において大きな差はないものと考えております。

続きまして、遠距離訪問、通所送迎地域サービス提供への影響についてお答えをいたします。

広域連合管内の事業所の訪問介護サービスの提供について、地域における格差は把握しておりません。また、通所介護サービスの提供につきましても、定員等と兼ね合いにより別事業所へのサービス利用となる事例はございましたが、原則として格差については把握していない現状でございます。

続いて、訪問介護報酬の引上げと業者への支援策の検討を求めるについてお答えをいたします。

訪問介護報酬につきましては、国の介護給付分科会において検証が行われ、第10期介護保険事業計画へ向けた報酬改定が行われることとなります。業者への支援策につきましては、国、県の施策において、訪問介護サービス提供体制確保支援事業、物価高騰対策応援金などの支援が行われているところでございます。また、地域における支援につきましては、構成町村の政策と認識しておるところでございます。

次に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくりの基本目標に対し、現状をどう把握してるかという御質問でございます。

第9期計画の基本目標を「高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり」とし、目標達成のために4つの基本方針として、地域包括ケアシステムの深化、介護予防と健康づくりの推進、認知症施策の推進、個人の尊厳の保持を掲げて、構成町村と協力して主要施策の推進を図っているところでございます。

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、住まいを中心として医療、介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組みであり、地域づくり、まちづくりと密接な関係を持っていることから、構成町村において地域包括支援セ

ンターが中心となり取組を行っております。

次に、年金生活者が安心して住める施設の必要性をどう考えているかについての御質問でございます。

広域連合管内には老人福祉施設が2事業所、老人保健施設が1事業所、介護医療院が3事業所、地域密着型老人福祉施設が1事業所でございます。また、住まいとしましても、広域連合管内にサービス付高齢者向け住宅が1件、軽費老人ホーム、ケアハウスが1件ございます。また、介護保険施設につきましては、所得に応じて高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの介護給付の制度を活用していただくことにより、安心して生活していただけるものと考えております。

最後に、外国人介護人材の受入れ環境整備について問うという御質問でございます。

現状の把握と今後の対応を求めますが、現在、広域連合管内事業所において外国人の就労者はいない状況でございます。今後、介護を必要とする方の増加が見込まれている中で、必要な介護人材の確保を求められており、鳥取県でも介護分野で働く外国人介護人材の受入れ支援の制度による環境整備を行われております。今後も必要に応じて情報提供を行ってまいります。

全国的に在留外国人数、外国人労働者数が増加する中で、不当な差別や排外主義は否定されるべきものであり、多文化共生社会を目指す全国知事会議の提言においても私どもと同様に考えるところでございます。

以上、壇上からの答弁といたします。

○議長（景山 浩君） 真壁容子議員の再質問を許します。

真壁容子議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 答弁いただきました。

まず、第1点目の認定率についてです。

通告していたところ、この認定率をどう見るかというところで、広域連合の中で分析していただいたようです。その中で、一つ、こういうくだけりがありましたよね。結構高齢者も家族と住んでいる人が多いので、軽度では家族が担っているのが多いのではないかと。それを聞きながら、私は資料1の4ページの介護認定者構成割合の比較のところを見てたんですよ。連合長、なるほど広域連合では家族が見ているから要支援の1、2が少ないのかと思ったんですよ。そういう見方もできるし、もう一つ言ったのは、軽度の方が家族が担っているから比較的重くなってから介護保険にかかるんだと、だからよそよりも率として要介護5が多いのだと、こういうふうな見方をされていると、こういうふうな受け取ったんですけども、そういうことでいいですね。そ

ういうことをおっしゃったわけですね。

私は本当にそれでいいのかと思うわけですよ。一つには、軽度は家族が見れると言うんですけども、今、全国的には介護保険制度が実施されて、家族が担っていた家族介護を社会的な役割として社会介護としていくっていうことがこの介護保険設立の大きな目的であって、だからこそ40歳以上から保険料を徴収しているわけですね。その中で、もう結局、ということは、広域連合はほかの鳥取県や全国の数字から見たら家族介護が充実しているのでこういう結果になっているんだと、認定率が低いのだと、こういうふうに言っているのですか。その確認です。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。私が壇上で申し上げました軽度な介護というのは、高齢になって伴ういろいろな身体的な、膝が痛いだとか、手が上がらなくなっただとか、ちょっと運転が心配になっただとか、そういうことです。家族がいる御家庭と独り暮らしの場合に、例えば運転がちょっと心配になったなといったときに、これは遠くに住まいされる御家族も心配で、まず包括支援センター等を利用して、何とか介護サービスが受けられないかといったことが考えられます。南部町、また伯耆町、そして日吉津村の場合において、先ほど壇上で申し上げましたように、まだ生活のスタイルが旧農村部の形を残しており、家族の中で暮らしておられる高齢者の比率が高い、数字的にそのように出ておりますので、これから推察するに、まだ家族の力の中で、じゃあ一緒に買物に行こうかだとか、一緒に病院に行こうかだとか、そういう支え手というものが身近におられるということが想像できるのではないかといったことを考えています。介護保険のサービスを利用せずに家族介護に頼るという本来の介護の社会化に反するものでは決してなく、旧態の家族の在り方というものが少し他に比べては色濃く残っているのではないかといったところのあくまでも推定でございます。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） こちらの質問が、17.8%と低い認定率と、その上の率にして広域連合が県や全国から要介護5の割合が多いのをどう結びつけるかっていうことを言ったもんですからそういうふうな答弁になったんだらうなと思うんですね。それも一つは考えられるかもしれないと言っておきましょう。

私は、ここで言いたいこと2つです。一つは、広域連合の認定率が17.8%で全国より2%も低い。このプラス面として2つありましたよね。社会的な資源があって結びつきが深いこと、それはおのおのの取組で、先ほど聞いた百歳体操等でいろんな話合いができてる。そのこともあると思う。それと健康寿命を延ばしているっていうことですね。その取組がいわゆるいい影響を

与えているということであれば、これはしっかりとそれを認めた上でその施策を広げていくということが次につながってくると思うんですよ。と同時に、とはいえ、その中で一方で、上にように広域連合の中ではやはりほかに比べて要介護5が多いというのは、これはもしかしたら県の調査が言うように、認定率が低かった場合、往々にして健康状態が悪くなることはあるのだというこの指摘も当たらずとも遠からずですよ。その心配もしないといけないだろうという件から見たら、ここで即断しろということではありません。せっかく貴重な数字が出ているのですから、私は、広域連合は、3町村一緒になってる特徴というのは、様々なところでいろいろな取組を評価して分析できることが大きいと思っているんですよ。それぞれのいろんな地域が、日吉津村のように半ば都市化したような小さいところもあるし、南部町でいえば、南西伯のようにもう中山間地域どころか人がいなくなっていくようなところがある。そこでの数字を見ながら、果たしてこの認定率が本当に適切なのかどうかというところの調査と分析をしていただきたいと思うのですよ。全国よりも2%も低いんやから、いいことであれば、全国的なモデルとしてどんどん使ってもらったらいいことですし、課題があるとすれば、要介護5が多くなる、この理由は何かっていうところをこの認定率と一緒に調べていただきたいと思うんですが、広域連合としてはそのような取組をしていくことについてどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） お答えをいたします。

そういう社会的な要因や、それから背景にある医療の問題であったり、そういったことをトータルで分析できるかどうかといったことが課題になると思います。例えば1万人ぐらの一つの町の中でこの効果検証というのは比較できるかもしれませんが、分散している2町1村の中の全体の分析っていうのが現実にはできるかどうかっていうのは、私も勉強不足で分かりません。議員もおっしゃるように、今やっている総合事業、筋トレだとか、口腔ケアだとか、こういうものがどのくらい住民の皆さんの健康づくりや、そして介護予防に生きてるのかって知りたいというのは私も同様ですけども、なかなかそういう検証するような機関がないという具合に思っています。もしそのような検証機関があって、一緒に研究材料としてこの地域を取り上げていただくような場所があったら、私どもとしてもぜひ今後の皆さんとの参考にしたいと思っています。

いずれにしても、介護サービスが受けられるけれども、その情報にアクセスすることができずに介護保険を使うことをちゅうちょなさっている、または全くそういう知識がないといったことがあってはなりませんので、壇上でも申し上げましたように、とにかくそういう方がおられないように、介護サービスを受けるっていうことに対して、地域を挙げてアクセスできる環境と

いうものはつくり続けなければならないと思っています。それと同時に、総合サービスを通じて皆さんの健康維持、そして介護予防といったものに注力するといったことを2町1村でこれからも進めていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁容子議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 町長、どこか研究してくれるところがあればって、こうおっしゃるんですけども、この4ページ見てて私一番感じましたのは、要介護認定率の比較、これ棒グラフやから分かりやすいのは、広域連合は17.8%、隣の日南町で10%違ってらんですよ。この違いって何だろうって。それは次の質問のところでも使わせてもらうんですけどもね。どうも本当に今のようなもの、例えば一次判定の基準がどうであるのかですよ。これ独自基準でしてると聞いておりますけれども、間違いなければ、もしかしたら仕組みそのものの中にこの認定率が高いところと低いところの違いがあるのではないかとか、そういうことから含めて、私はちょっと近隣町村の話聞かせてもらいながら取り組んでいくことは重要ではないかというふうに思うのですよ。なぜならば、本当に日南町等に比べて10%も低いのは、うんと健康なんだと、うんと取組が進んでいるのだと、そういうふうに言えるのであればそのことをどんどんどん住民にも知らせていって、職員も確信持って進めればいいんですけども、少なくともやはり私は気になるのは、広域、この17.8%というこの中での低いということと、要介護5が多くなっている現状を見た場合には、いわゆるマイナスのところですよ、やはりなかなか認定率まで行かなくて、要は健康状態が悪化して遅れているということもなきにしもあらずの数字を物語っているのではないかと読み取れんこともないわけですよ。一生懸命取り組んでいるというのはあると思うんですけども、やはり基本目標としては誰でも受けたい介護を受けれるようにということになれば、この数字は検討に値すると思うので、調査、分析をできるような取組をしていただきたいということを求めて、次の質問に入ります。

2点目の訪問・通所介護の現状と支援では、資料を出していただきました。この資料について、先ほどちょっと説明をしていただいたんですけども、できれば説明資料2のほうで、図の3で連合長が説明、各年度3月訪問介護利用者割合と図4の通所介護利用者割合の、この割合のパーセントは何に対してのパーセントって言うてましたか。もう一回言うてもらえませんか。ごめんなさい。

○議長（景山 浩君） 湯浅事務局長。

○事務局長（湯浅香緒利君） 事務局長です。資料2のほうのサービス利用者割合ですけども、一番下にあります旧町村別の65歳以上人口のほうで、旧町村別の65歳以上人口を訪問介護と

通所介護の人数で割った割合となっております。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） そういことですね。65歳以上人口が母体としての利用率を上げてパーセントを出していると、そういうことですね。ありがとうございます。

それで、この資料で、見て思うんですけども、訪問介護、通所介護を通じて、特に訪問介護でいえば、日吉津が減ってるというのは町の中であるんですけども、気になりましたのは、旧溝口が人口の減に対して訪問介護の率が低いのではないかって私は思ったんですよ。特に旧溝口というのはもう中山間地域になってきますよね。これについては、何らかの感じでの分析等をしていきますか。同様に、旧溝口でのいわゆる通所介護、これは、私、見たときに、溝口というのは人数が減ってきてるんだなと思って、下の65歳以上の人口を見たときに、そう変わりはないんですよ、よそに比べて。会見とか、増えてるところの中で減ってきてるんだっていうのはそうなんですけども。これについて、何かこういう数字ではないかっていうことについての見解、持っていらっしゃいますか。

○議長（景山 浩君） 湯浅事務局長。

○事務局長（湯浅香緒利君） 事務局長です。こちら、旧溝口地区のほうの訪問介護利用者数と通所介護利用者数の減少につきましては、実際利用はされていらっしゃる方が旧岸本地区のほうでサービス付高齢者向け住宅のほうに移行された方というのもいらっしゃるというところを聞いておまして、利用されてる方の転居等に伴うものの減少によるものと考えております。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 私はこの2番目の質問で遠距離訪問と通所送迎地域サービス提供への影響ということを知っています。実は南部町に大木屋という集落があるんですけども、大木屋に住んでいらっしゃる方が病気で入院されてて、退院するとき、自分とこに帰りたいと言えば、いわゆるケアマネジャーを含めた相談では、大木屋地域でデイサービス、それとも通所、訪問をなかなか受けることが難しいと、で、施設に入ることを勧められたというんですよ。現状から見て、私の正直なところ、そうだろうなと受け止めてしまったんですけどもね、考えてみたら、介護保険のそもそもの第9期の目標は住み慣れた地域でやっていくということになれば、南部町に住んでいるものの、大木屋は別だっという意識が確かにあったんですよ。遠いですからね。でも考えて、そこに住んでいる人が帰りたいって当然だろうなと思うんですよ。地域によって、同じ保険料払っていながら、そういう遠隔地についての差ということはことごとく解消していかなきゃならないのではないかと思うんですけども、この点について、事業者等から何らかの

声というのは聞いていないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。お答えをいたします。

原理原則の中で、どの地域であっても介護サービスを提供いただくというのが原理原則だと思っています。一方では、片道行くだけで40分も1時間もかかるといったところに、サービス30分のためにじゃあそこを2時間かけて往復するのかといったことは現時点厳しいといったことも聞いております。そういった中で、やはり事業所の距離に対する報酬基準であったり、それから自治体の特別な支援といったものの声は私も直接聞いています。現状の中では、一方的に地方のこういう訪問介護を削るような報酬基準を何とか直していただきたいといったことは、何度もこれは議論してきましたし、全国の中でも非常に多くの中山間地を持つ地域の中では首長は真剣な問題だと思っています。今後の人口減少、そして介護サービスの担い手の低下だとか、いろいろな問題がありますけれども、これから先々も介護保険事業を通じて地域で安心して暮らしていくための手だてとして、いろいろな方法を考えなくちゃいけない時期に来たなと思っているところです。また、そのように国のほうも言っています。問題は、その報酬をどのように見るのか、市町村が責任を持つといった場合に、そのバックアップを国がきちんとやらしてもらわない限り、市町村も住民の皆さんからいただいた税を一方的な使い方もできません。こういったところが課題がありますけれども、冒頭申しましたように、どの地域に住んでいても介護サービスが受けられるというこの原理原則でやはり介護保険は生まれましたので、これが引き続き住民の皆さんが利用できるようなサービス体制を維持するための努力は、各市町村はもちろんですけれども、連合としても努力していかなくちゃいけない事案だと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 連合長は、施策については町村で考えることだけれども、介護保険に係ることですからね、広域連合の中でも何らかの協議が必要だというふうに考えていらっしゃるというふうに捉えました。

私は、一町村で考えるよりは、本当は本来は国が介護報酬を抜本的に引き上げることが一番だと思っているんですね。それは当然言っていかなければいけない。しかし、現状の中で、国に求めると同時に、そしたら自治体で何ができるか、保険者が何ができていうことですよね。原理原則を守っていくためには、広域連合のように町村が構成したところでは、その3町村で話し合っしてほしいんですよ。実は遠距離の訪問介護やデイサービスの送迎が難しいと、業者が。これはもう当たり前だと思うんですよ。時間とガソリン代ですよ。経費かかる。近くの、隣の日

南町は、日南町中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱、これを令和元年につくりまして、目的を高齢者の方がたとえ介護が必要な状態となっても必要な介護サービスが十分受けられ、安心して暮らし続けることができるように、高齢者に対して介護サービスを提供する事業者には補助金を交付すると、補助金要綱を持ったんですよ。この中身はということかということ、訪問介護サービスと通所介護、また総合事業の訪問型のAと通所サービスのA、これを利用するというか、提供する事業者には場所を特定して、日南町でいえば山上、阿毘縁、大宮、多里等ですよ。よく聞いたら役場から15キロ以上のところだと言っていましたね。それを今回10キロにしてほしいと業者が言ってきたと、業者ということか、社協ですよ、主にね、言ってきたというんですけれども、この制度ですね、全体の金額の20%に10円を掛けるという、金額とすればそうかもしれませんが、これがなくては維持ができない。特に日南町なんかそうですよね。私は、広域連合全体を見た場合、とりわけ広域連合を構成する南部町側の南西伯地域、それと伯耆町の溝口地域ですよ、これは該当するのではないかというふうに思うわけですよ。

そういう意味でいえば、日吉津村は小さいまちですから、今の対象にならないとは思いますが、何かの縁で一緒にやっていますから一緒に考えてもらって、これを広域連合でせえって言うてるの違うんですね。広域連合を組んでいる、介護保険事業がサービスをどなたにも提供していくために、町村に協力してもらっていくという立場でこれを協議していただきたいと思うんですが、連合長、いかがでしょうか。連合長、副連合長、どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。今お聞きしますと、伯耆町さん、溝口地内にそういう距離に対する支援をやっておられます。具体的な財源についてまで、私、聞いたことはありませんけども、多分、過疎債のソフト事業を使っておられると思っています。残念ながら南部町は過疎地域ではありませんので、過疎のソフト事業というのがうまく使えないといった残念なところもあります。同時に、過疎であろうと過疎でなかろうとこういう問題はついて回りますので、例えば南部町としては、南部町長として、中山間地のこういう高齢者の住まいの問題について、事あるごとくこの問題について研究していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 伯耆町については、旧溝口地域ではこの制度を利用なさっているということだったんです。申し訳ありませんでした。南部町のほうでは、連合長もどういう形でできるかっていうことを検討していきたいということで、ぜひとも同じようにサービスが受けられるように、これは利用者に対する支援と同時に業者に対する支援が、これが大きいと思うんです

よね。業者がいなくなればそのサービスができなくなってくる。そういう点でいえば、業者の話もよく聞いていただきまして、どういう支援であればできるのかっていうことをして、住んでるところで不公平が生じないような対策を求めていきたいと思います。

それと同時に、もう一つ、今回、私、ちょっと驚いたことがあったのは、実は長野県の泰阜村、以前に南部町でもここ視察したことがあると思うんですよ。ここのことが出ていて、ちょっと紹介させてもらって御意見聞きたいんです。泰阜村というのは人口1,400人、65歳以上の高齢化率が43%、まちの大きさは64平方キロだそうです。ここでは、小さな村ですから、介護保険事業として業者なんか来てくれないわけですよ。それで社会福祉協議会がそれを担って、職員が93人、正規職員が61人と臨時、嘱託が32人です。どのようなことをやってるかという、必要なサービスは必要なだけ提供するというので、ちょっと驚いたのは、介護保険料の自己負担分の6割を公費負担している。財源は介護報酬と村からの受託費、要は公費で自己負担の6割を負担しているっていうんですよ。利用料違いますよ。保険料です。介護保険の限度額の超過分は全額公費負担すると、こういうことをやっているわけですよ。これ介護保険とちょっと違う。70歳以上の医療費は1回500円、診療所への送迎無料だと、緊急時には書類審査は後回しでサービス提供して、何を目指しているかという、独居でも終末期まで在宅支援を継続させると。だから建物はあんまりないわけですよ。ただ、この小さな村で人が要るんだけど、どこで補っているかという、建物建てるんじゃなくて、そこに住む人を支援するための職員を配置して、利用できるサービス費を負担を落としてそれをつくっているという一つの言ってみたら、本来はこういうことがどこでもできたらいいんですけども、なかなか規模によって、この財源どこで賄うかっていう大きな問題があると思うんですけどもね、必要なサービスを必要なだけ提供するという本来の介護保険の設立当初の目的からしたら、本来こういうふうにしよようと思えば公費負担をしなければできないという状況だと思うんですけども、連合長、今、同じような介護保険制度の中で、こういうふうな自治体があるということについて、どうお考えですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。先月だったと思いますけれども、日田市長とある会合で隣同士になりまして、そのときにお話ししたのは、今や高齢者施設ががらがらになりつつあると、高齢者が元気になったことと人口の減少がダブルで来て、平成の介護保険と同時に造った立派な建物が運営できないといった声を聞きました。その声を聞いた北海道の某町村の皆さんも非常にそのとおりだと言っておられました。私たちの住まいするこの地域はまだそういう現状に

ありませんけれども、2050年に北海道、東北地方の診療所は半減すると言われていています。いわゆる高齢化も同時にサービスを受ける人がいなくなったところに民間サービスが残れないといったことだろうと思っています。さらに、医師は高齢化と同時に後継ぎがいらないといった問題も露見されますので、この広域連合下の中でも、介護保険事業の維持も大変ですけれども、医療をどうやって、いわゆる身近にホームドクターとして皆さんの健康を維持してきた、そういう医師がいなくなるといったことは、あと10年、20年で明らかに見えてくるんじゃないかなと思っています。

その中で、介護保険が生まれて二十数年、そしてこれからの20年、最後の終盤戦になると、今言われたように、行政がもしかしたら責任を持ってそのサービスを支える側になるのかもしれない。増えていくときには民間サービスがどんどん生まれてきますけれども、じゃあ最後の結末をどうするのかといったことも各自治体は真剣に考えなくちゃいけないなと先月思ったことを思い出しました。

秦阜村のようなことまではできないかもしれませんが、どこの自治体もがやはりそこにおられる皆さんの暮らしや、そして健康、そして最後までその地域で暮らし続けるということを支えなければなりませんので、人ごとではないなと思いました。どこまでできるのか、また広域連合を通じて、市町村同士のつながりの中でも皆さんとこういうことを議論していかなければならないと思ったところです。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 訪問・通所介護の現状と支援についての質問では、訪問介護報酬のまず引上げを国に対して求めていっていただくことと同時に、どこにいても同じサービスが受けられるような対策を町村と一緒に考えていただきたいということで、連合長からは南部町地域についても検討していくということを答弁いただいたというふうに解釈しております。よろしくお願いいたします。

次に、第3点目に、地域密着型の介護老人福祉施設等の必要性についてと、これ非常に質問の提出のときにどちらかというと地域密着型にこじつけて書いてしまったんですけれども、要は何が言いたいかというと、高齢者が安心して住めるというときに、高齢者がなかなか自立して自分だけでは家に住むことができなくなった。自分たちの居場所のようなものをつくってほしいと、おれる場所はないだろうかという声を何とかすべきではないかという質問なんです。

先ほど聞いておりましたら、行く行くは人口がもう7割も減ってきて高齢者がいなくなると、サービスを受ける者がいなくなるところに建物を建てていくというようなことは半分以上ばかげ

ている話だと、将来性がないということは、当たっていると同時に、かといって、これから20年、30年後生きるものではない今80、90の方々が自分の人生の終わりを前にして、あと何年間ではできたら自分の力を尽くしながらちょっと助けてもらって人生を全うしたいということに添えていくのも私は何ら矛盾することではない。今の人たちに今求めても、将来人口少ないねんからそんなことできんわというような回答、これはできないというふうに自治体とすれば考えるべきだと思うんですね。

それを考えた場合、どういう状態の方が多いかというと、例えば特養に入るとするのは要介護3以上じゃないと入れません。待機者が今います。今、特定施設入居者生活介護という、先ほども委員会の中でも出てきたんですけども、約600人近くがこれを利用なさっている。月50人ぐらいの利用があるってということなんですね。この特定施設入居者生活介護はどういうものなのかって調べたときに、この中にはケアハウスとかサ高住が該当すると。それで、先ほども言ったように、うちの広域連合内でサ高住が1件でしたっけ、それからケアハウスが1件あると、こういうふうに言ってるわけですよ。安心して高齢者ができる限り住みたい、自分の力を利用しながらちょっと助けを借りるような場所に行きたいと同時に何を抱えているかということ、圧倒的に独り暮らしは女性が多いんですよ。女性の多くは年金をそんなたくさんもらっていないんです、今の80代以上の方々は。その方々が自分の年金で暮らせるようなところが欲しいって言うわけなんですよ。この方々を、ここ、私、10年以上はこの問題をどう解決するかっていうところに取り組まないといけないんじゃないかっていうふうに思っているんです。これはもしかしたら、日吉津村の場合はよく分かりませんが、伯耆町や南部町は当面してることはないかっていうふうに思うんですね。

そこで見た場合、もう具体的にいきましょう。例えば地域密着型の介護老人福祉施設、私は老人福祉施設をもうちょっと建てたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、これは賛否分かれるところだと思うんですよ。ただ、年金生活者が安心して入れるところというたら、今のところはケアハウスのような、いわゆる老人ホームのC型っていうんですか、こういうところしかないんじゃないかと思うんですね。なぜかということ、ここは優先順位が所得の低い順から入れる。利用料も所得に応じて決められてくると考えたら、こういうような機能を持たせた場所が必要になってくるのではないかと。ここはもちろん介護保険の対象になってくる介護型もあるわけですよ。その点について、連合長はどのような認識を持っていらっしゃるんですか。現状と。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。冒頭、先ほど申し上げました日田市長との

話のその続きがありまして、その施設の施設基準、いわゆる高齢者福祉施設の施設基準を緩和をして、独り暮らしのまだ元気であっても心配だという方に入れられるような、そういう施策が組めないかといったことを中田村長が今度代表理事になられました組織を挙げて、今、取り組んでいます。日本版のC C R Cは評判悪かったですけど、その2.0版というのは、これからの高齢社会、地方の中でもどんどん人数が、それが減っていきますので、その中で、いわゆる福祉施設を今の基準ではない範囲の中のを組み込んで、何とか生活の場をつくっていけないかといったことが議論されています。問題は生活費です。ケアハウスと同等の費用を捻出するために、そこもサービスを受けながら運営していきますので、その足らず前を誰がどうやって負担していくのかっていったことさえ、これが国がだとか、県がだとか、地方全体で見ましようだとか、そういうことになれば、これは日本版C C R Cは進んでいくんではないかと思っています。障害福祉施設もかなり空き部屋が増えてきているというふうにも聞いていますので、こういう介護の専門家がいたり、医療がそこにあったり、そういう部分でこれからの将来が心配な独り暮らしの皆さんを支えるような方法も一つの手だなというふうに思っています。これは国のほうがもう既に小規模・地域共生ホーム型C C R Cとして生涯活躍のまちの中に出してますので、全国100ですか、100か所を試行的に進めると言ってますので、その状況を見たり、または参考にしたりしながら、構成町村の中でもできるものであれば、そういうものを参考にしていきたいと、こう考えています。

○議長（景山 浩君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 連合長とやり取りしておりまして痛感するのは、各自治体の首長は介護保険の保険者でもありますから、やっぱり状況というのをよく知っておられるわけですよ。もう十分知っておられる。ところが、問題は、どこが金を負担するかなんですよね。どうも聞いてて思うのは。私もそこだと思うんですよ。

先ほどもう一つ前の質問のところで連合長が、民間がもう来るわけがないって、中山間地域にね、言っているんですけども、介護保険以前を思い出したら、その当時の介護は特養なんか全部公立だったんですよ。ということは、これを市場原理に乗せたけれども、市場原理で生き残るところって都会しかないわけですよ。そもそも市場原理に出したところで、それまで国が半分出してましたからね、それを2分の1、4分の1に削っちゃって負担を住民に持ってきたわけですよ。この制度自体は改めていかないといけないと思うんですが、それにしてもまだお金が足りないというわけですよ。これ大きく国のお金の使い方になると思うんですけども、私は、そこまで分かっているのであれば、国がまずお金出すことはもちろんですけども、例えば小さな泰阜村が

今の日本の、同じような日本の政府の下でこういうことをやってるわけですよ。まねせえって言うてるのと違うんですよ。要は、建物にお金を使うとか、そうではなくって、何に集中させていくかっていうことですよ。だからケアハウスももちろん建てろって言うてるんじゃないんですよ。住民の声聞いたら、空いてる町営住宅をそんなんに使えんかなって言うてるんですよ。空いてる空き家とか。今、自分の住む家、とにかく改修するといったって次ないので、そういうところで利用できないだろうかって言うてる。この工夫はね、これは町村段階や広域連合の中でできるのではないかというふうに思うんですよ。まず足を踏み出してほしい。

それにCCRCどうのこうのって言いますけれども、自分とかがお金出さない、どこかから出してもらおうと思って考えないで、自分とこに住んでる住民は自分たちが守っていくので、要はお金の使い方の問題なんだということですよね。そこを腹くくっていただきまして、やはり介護保険を円滑に進めていくためにも、サービスを受け続けることができるような体制を取っていくためにも、今の介護保険制度だけでは駄目で、少なくともどこかからの公的資金が必要なんですよ。そういう気持ちを持っていただきまして、今、例えば住む場所をどうこうしようとしている方々に、この3町村で協議していただきまして、介護保険を使えるような介護型のケアハウスのようなものができるだろうか、増やすことができないだろうかというようなことを検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（景山 浩君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） お答えいたします。

ケアハウスの意義、軽費老人ホームという意義というのはよく分かりました。御期待に応えられるかどうか分かりませんが、今、国のほうも、人口が減少する、高齢者が減少する地方部とこれからどんどん増えていく都市部と、この辺のコントロールというのに非常に困っています。この辺りのところを、地方の実情を訴えながら、どのような方策が一番地域に適しているのか、各首長とも相談しながら適切に執行していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 残り時間が2分余りとなっておりますので、十分御留意いただいて発言をください。

真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 連合長、よろしく願いいたします。

最後の4点目の外国人人材の受入れの環境整備についてです。

広域連合内では、福祉現場では今のところ外国人の労働者の方がいらっしゃらないということでしたが、今後必要になってくることはもう目に見えているというふうに考えています。その中

で、連合長がお話しになられたいわゆる差別や排外主義は否定されるべきであろう、このことが私は首長ないし公務員の方々、議員も含めてですけども、これを堅持し、このことを住民に示していくことが今非常に重要になっているという点から見れば、連合長がおっしゃった差別や排外主義は否定されるべきであろう、このことを、答弁をしっかりとお聞きしたという点で、答弁をいただいたということで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（景山 浩君） これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

ここで休憩を挟みたいと思います。15時30分委員会再開ということで、よろしくお願ひします。

午後3時19分休憩

午後3時41分再開

○議長（景山 浩君） 本会議を再開します。

日程第10 議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第8号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

大床総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（大床 桂介君） 総務民生常任委員会委員長の大床でございます。付託されました議案第8号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 9 号

○議長（景山 浩君） 日程第 1 1、議案第 9 号、令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

大床総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（大床 桂介君） 付託されました議案第 9 号、令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

9 番、真壁容子議員。

○議員（9 番 真壁 容子君） 議案第 9 号の令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、これについて反対をいたします。

今回の令和 6 年度の一般会計の決算、歳入が 5 億 4,371 万 2,000 円、歳出が 5 億 3,919 万円、差引き残高は 4 億 52 万 2,000 円、こういう決算が出ています。この歳入 5 億 4,371 万のほとんどが、その中の 4 億 8,000 万が分担金及び負担金として構成町村からの分担金で構成されています。

反対の一つは、この 3 町村が構成する広域連合の負担割合、特に負担割合の中での介護給付費に要する経費に係る負担割合の問題です。共通経費等に係る負担割合は均等割 10%、高齢者人口割 90%となっています。このことの是非もまだ検討の余地はあるにしても、介護保険給付に関する経費ですが、これは資料の中ではどのような数字が出たかといいますと、参考資料の 5 ページには参考までにとということで、構成町村別の給付割合が明記されていまして、南部町、伯耆町、日吉津村の金額が出て、負担割合がそれぞれ南部町が全体 100 とした 45.4%、伯耆町が 42.9%、その中で、日吉津村が全体の 11.7%、給付割合ですね、こういうふうには 45%、42%、11%と非常に差のある構成団体になっているわけです。この数字を見たときに、こういう中で、片や 45%、片や 11%の給付費の占める割合の中で、負担割合を、この中で均等割を 10%持つということのこの重みというのはやっぱり再度考え直さなくてはいけないのではないかとこのように思っています。広域連合を組むメリットの一つはパイを大きくすることであると

は言っておりますが、その中でもやはり構成町村としての公平感等は維持していかなければいけないと思うのです。とりわけ介護保険給付というような内容については、もう給付割合を100%にすべき時期に来ているのではないかというふうに考えますので、そのことについての問題点が一つです。

2つ目の問題点は、これも当初から指摘しておりますが、広域連合で介護保険事務をすることによって、介護保険のいわゆる金銭面の問題は予算、決算の中で明らかになっていくのですけれども、介護保険に伴う事業等については、地域包括支援の考え方が出てきて、各自治体での取組が非常に欠かせない内容になってきています。その整合性を考えた場合、やはり広域連合でこのまま介護保険を維持していくということの課題というのも見えてくるのではないかというふうに思うわけです。

そういう点でいえば、これまでやってきたから、パイを大きくしたからいいのではなくって、本当にこの介護保険制度を有効に使っていくためにどのような事業を展開していくかっていうことを考えた場合、広域連合の在り方も考え直す時期ではないかということ指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 反対者の発言がございましたので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、荊尾芳之議員。

○議員（7番 荊尾 芳之君） 7番、荊尾です。議案第9号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

決算書の実質収支に関する調書の金額については、先ほど真壁議員が言われましたので、実質収支額は452万2,593円の黒字でありました。監査委員の審査意見書でもこの決算は適正であると認められております。

真壁議員は構成町村別の給付割合が今のままでは適正ではないという反対意見でした。介護保険給付に要する経費に係る負担割合は、均等割が10%、給付費割合90%が現在のルールです。このルールは連合の中で何年も守ってきた、いわゆる続けてきたルールですので、簡単には変更は難しいと考えています。ただ、連合長は、これを今後永久に変えないとは言っておられません。今日の答弁では、必要であれば検討すると言われました。

3町村で運営する広域連合です。介護保険の継続は住民のために必要な制度だと考えます。しっかりと継続していかなければならないということをお願い、賛成討論といたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第12 議案第10号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

大床総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（大床 桂介君） 付託されました議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、真壁容子議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 令和6年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算に反対をいたします。特別会計の決算に反対です。

令和6年度の決算規模は、歳入が33億3,911万4,000円、歳出が32億4,872万円、差引き額は9,039万4,000円、この決算が上程されております。

反対の大きな理由は、介護保険制度はサービスが増えれば保険料が上がってくると、こういう仕組みになっています。資料でいえば、一番よく分かるのが3ページですけれども、介護保険の決算額の推移の中で保険料の占める割合が令和6年では6億2,400万で18.7%、約2割ですね、占めてきています。この保険料が65歳以上の負担で、いわゆる広域連合3町村の65歳以上の方々が決算として総額6億2,432万を負担してきているという、こういう内容です。一つは介護保険料の引下げですね。一番の大きな理由は、介護保険制度の元の前に戻した国が本来介護については50%持てば非常にこの保険料も安くなるわけです。そういうことを求めていかなくは介護保険制度そのものが保険料が払えない事態に陥ってくると。とりわけ次期、第10期

については、厚労省も8,000円を超えてくるのではないかっていう言われ方をしているわけです。年金暮らしが大変な中でのこの負担が大変だという点から見れば、介護保険制度の抜本的な大本からの改定が必要だと指摘しているのが一つです。

もう一つは、介護保険がお金がたくさん使うようになって、いろいろとお金を使わない工夫をするために、一つは市町村で、保険者で競争させて、認定率を引き下げるために保険者機能強化推進交付金とか介護保険保険者努力支援交付金等を、そういう制度を国がつくって、国の目標に合ったところについては交付金を増やしましょうと、このようなやり方をしていくのですが、これは本末転倒であり、こういうお金があるのであれば、国の負担割合を平等に増やすべきだと、こういうことを保険者は声をそろえて言っていかななくてはならないのではないのでしょうか。

3点目には、介護報酬、とりわけ、去年でしたっけ、訪問介護の引下げが行われて、全国的に事業所がなくなったりとか、訪問介護事業が成り立たなくなっていくという中で、少なくともこの広域連合の中でも人材不足や施設の不足等でこの訪問介護が減ってきています。安心して住み続けるために、訪問介護の制度というのは必須です。そういう点を考えた場合、やはり抜本的な制度改正をしなければ十分なサービスを受けれる介護保険が成り立たないのではないかと非常な危惧をしています。

そういう点でいえば、利用者の負担軽減のためにも、介護保険料の引下げと利用料についての負担割合を減らしていくことを求めて、反対をします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、山路有議員。

○議員（8番 山路 有君） 失礼します。8番、山路です。私は、議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度創設、二十数年が経過したところであります。制度創設当初から安定的な運営、保険料に努めてまいってこられたところであります。歴代の連合長をはじめとする職員の皆様の努力を評価するものであります。特に第9期からは、これまでの所得階層を10段階から13段階に行い、低所得の皆さんの軽減を図る施策が図られております。また、基準額も下げるなど、負担軽減、制度安定が図られております。

以上の理由で議案第10号に賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定についてを採決いたします。

議案第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第13 議案第11号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第11号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

大床総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（大床 桂介君） 委員長の大床でございます。付託されました議案第11号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより議案第11号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第11号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号

○議長（景山 浩君） 日程第14、議案第12号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

大床総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（大床 桂介君） 大床でございます。付託されました議案第12号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会を

もって審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第12号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立全員です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、河中博子議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、河中博子議員から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了しました。よって、令和7年第4回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして令和7年第4回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時02分閉会
